

# SSKS

## 療育ねっとわーく川崎

2016年4月20日発行  
No.186 (2800部)  
NPO法人  
療育ねっとわーく川崎  
発行者 江川 文誠  
編集者 谷 みどり

# みんなの伝言板

ご感想は e-mail : kouhou @ rond. jp までどうぞ  
☆編集メンバー 遠藤・佐藤・谷・七瀬・前田・和田

### 医療的ケアおーぶんねっとわーく\*神奈川

2016年度 総会と学習会のお知らせ

日時：2016年6月5日(日)11:00～16:30  
場所：湘南藤沢徳洲会病院 3F 講堂 JR東海道線辻堂駅西口駅前  
内容：総会 11:00～ 学習会 13:30～16:30 「医療的ケアのある子どもたちの放課後」  
— 私たちの求める放課後等デイサービス—  
<実践報告>

- 1 「肢体不自由児（医療ケアがあるなら尚更）の為の箱物は待っていても立ち上がらない」  
県立鎌倉養護学校保護者 上田美晴さん
- 2 「医療的ケアのある子たちの放デイの過ごし方から学ぶ」  
NPO法人ワーカーズコープ 藤沢地域福祉事務所 放課後等デイサービスたんぼぼ所長 景山裕二さん
- 3 「経験の拡大による可能性の拡大」  
NPO法人 laule' a 理事長 遊びリパーク リノア 横川敬久さん
- 4 「医療的ケア小児期から成人期へのつながりについて」  
社会福祉法人マロニエ会 湘南マロニエ所長 齋藤祐二さん  
<意見交換会>コーディネーター ソレイユ川崎 江川文誠

### こんなとき どうするの

Q 障害者総合支援法の見直しがあったことを知りました。入院時の付き添いをしてもらえると聞いたのですが、誰でも認められるのでしょうか。

入院時の付き添いの必要性は、当事者や家族の切実な願いでした。今回の見直しで、「重度障害者について、医療機関への入院時にも一定の支援を可能とする」ことが明らかになり、やっと、声が届いたと思われる方も多いのではないのでしょうか。このことについて、当事者の立場から、この入院時のヘルパー派遣を訴えてこられた、佐藤さんにお聞きしました。

今回の改正をどう読めますか。確かに、認められたことは評価できますが、これは誰もというわけではなく、「重度訪問介護」の利用者に限定されていることに不安があります。日常的に重度訪問介護を利用している方となると、かなり対象は限定されるのではないのでしょうか。例えば、外出などスポット的に利用されている方も認められるのかどうかなど、厚労省の通達文章がどのようなものになるか、それを川崎市がどの

### 神奈川県委託 2016年度「介護職員等に対する喀痰吸引等研修事業」

募集要項【全課程】

【基本研修（講義・演習）、知識確認テスト、実地研修】  
特定非営利活動法人フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

#### 1. 研修の趣旨

神奈川県は、喀痰吸引等が必要な方に対し、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等の養成に取り組んでいます。当会は平成23年から取り組み、延べ1,000名近くの方が、医療ケアに係る研修を受講され、「認定特定行為業務従事者認定証」の取得を目指しておられます。

一方、医療ケアを必要としている方は年々増加し、今も必要な人に必要なケアが届いていない状況が続いております。医療ケアの研修は命に係る研修です。福祉と医療との連携が深まり、医療ケアを必要とする利用者さんにとって、福祉と医療の緊密な関係が育ち、安心して必要なケアを受けることができるよう努めたいと思います。障害者総合支援法及び介護保険法に拠る施設・在宅訪問介護事業所等において、医療ケアをサービスとして進めようとする多くの介護職員の方の受講を、お待ちしております。

研修会	年月日	課程	会場	募集期間（事務局必着）
第1回	第1日・平成28年5月22日(日)	講義	神奈川県社会福祉会館	平成28年4月18日(月)～5月12日(木)
	第2日・平成28年5月28日(土)	演習	昭和大学保健医療学部	
第2回	第1日・平成28年6月26日(日)	講義	神奈川県社会福祉会館	平成28年5月30日(月)～6月16日(木)
	第2日・平成28年7月2日(土)	演習	昭和大学保健医療学部	
第3回	第1日・平成28年8月21日(日)	講義	ウィリング横浜	平成28年7月25日(月)～8月11日(木)
	第2日・平成28年8月28日(日)	演習	昭和大学保健医療学部	
第4回	第1日・平成28年9月25日(日)	講義	神奈川県社会福祉会館	平成28年8月29日(月)～9月14日(水)
	第2日・平成28年10月1日(土)	演習	昭和大学保健医療学部	
第5回	第1日・平成28年11月20日(日)	講義	ウィリング横浜	平成28年10月24日(月)～11月10日(木)
	第2日・平成28年11月26日(土)	演習	昭和大学保健医療学部	
第6回	第1日・平成29年1月22日(日)	講義	ウィリング横浜	平成28年12月12日(月)～平成29年1月12日(木)
	第2日・平成29年1月28日(土)	演習	昭和大学保健医療学部	

### 会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター Rond  
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp http://rond2981.jimdo.com/  
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎  
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2500円 賛助会費一口 2000円



こんなとき  
どうするの?

てもらう人がいないということでした。どこに何かあるか一番わかっているのがヘルパーさんで、そういう時にこそ利用できたらと思います。

このように、入院時に必要な支援は、当事者の状況によって異なります。重度訪問介護利用者に限定しないでいただきたい。

すべてのことに通じるのですが、当事者の実態に合わせて、考えてほしい。当事者の話を聞いて、困っている現場を見てほしいと思います（この改正は平成30年度からとなります）。

ように解釈するまで大きく変わってくると思います。

（そもそも重度訪問介護を受けている事業者も少ないこともあり、重度訪問介護を利用されている方は、2014年度の段階で、川崎市では92名しかおられません。）

今回の国の施策だけで良しとせず、各地の自治体で取り組まれているような地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業として、自分の意思を伝えることが難しい障害の方への支援も（この問題も以前より訴えており、厚労省としては認めているのですから）、川崎市で作りに上げてほしいです。

さらに、私の場合、一人暮らしのため、入院して最も困ったのは、自宅から着替えや郵便物をとってき

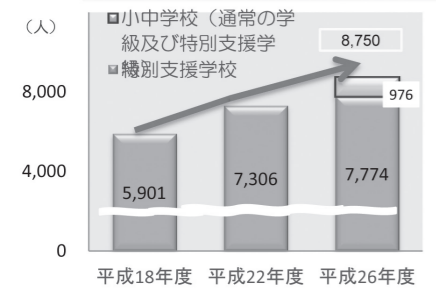
### 今月号の目次

- 1 こんなときどうするの.....1
- 2 重度訪問介護について.....2
- 3 療育ねっとわーく.....3
- 4 医療的ケア交流会.....4
- 5 2016年度療育ねっとわーく川崎2つの事業.....5
- 6 みなさんのおかげで「私の人生バラ色」.....6

## 医療的ケアを要する障害児に対する支援

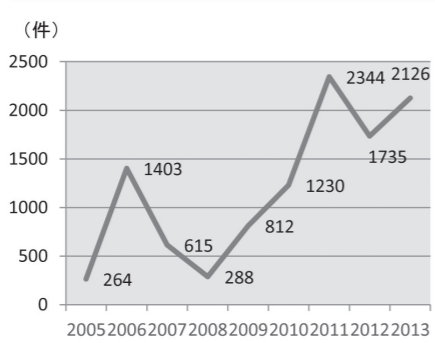
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。
  - このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- ※ 施策例： 都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

### ◆ 特別支援学校及び小中学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数



出典：文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」（※小中学校は平成24年度から調査）

### ◆ 在宅人工呼吸指導管理料算定件数（0～19歳）の推移



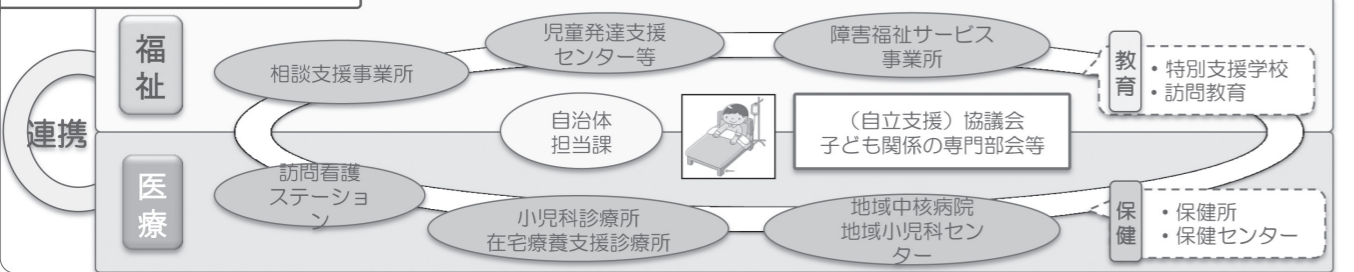
出典：社会医療診療行為別調査

### ◆ 育児や療育、在宅での生活等の全般に関する相談先

相談先	人	%
医療機関の職員(医師、看護師、MSW等)	692	77.4
訪問看護事業所等の職員(看護師等)	405	45.3
福祉サービス事業所等の職員	292	32.7
行政機関の職員(保健師等)	216	24.2
学校・保育所等の職員	317	35.5
知人・友人	412	46.1
患者団体・支援団体	46	5.1
その他	32	3.6
相談先がない・分からない	31	3.5

平成27年度厚生労働省社会・福祉局委託事業「在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査」速報値(N=797(複数回答))

### 関係機関による連携イメージ図



### 重度訪問介護とは

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

### 対象となる方は

障害支援区分が区分4以上であつて、次の(1)、(2)のいずれかに該当する方

(1) 次の(一)および(二)のいずれにも該当する

(二) 二肢以上に麻痺等がある

(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている

(2) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である方

○ 重度訪問介護について、同一箇所長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うもので、1日に3時間以上を超える支給決定を基本とします。

○ 1日複数回にわたってヘルパーが入る場合も、1回の時間が短時間である場合は、居宅介護になり、まとめた時間で重度訪問介護になることはありません。

○ 見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられないというのではなく、見守りを含めた長時間の支給決定になるように、利用者一人一人の事情に合わせた支給決定をすること(2016年3月20日主管課長会議より)。

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(概要)

### 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

- ### 概要
- #### 1. 障害者の望む地域生活の支援
- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
  - (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
  - (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
  - (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける
- #### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
  - (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
  - (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
  - (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする
- #### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
  - (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日  
平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

### ■ 障害者総合支援法の3年ごとの見直しの時期になりました。

今回の見直しの中には、医療的ケアのある子どもたちへの支援が取り上げられています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

